

予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に対するご意見の要旨と区の考え方

ご意見	区の考え方
(別添1)事務の内容の「予防接種に関する事務概要全体図」について	
「予防接種台帳特定個人情報ファイル」と「特定個人情報ファイル」とある縦円筒形の図は、データベースだと思うが、データベースであれば、ファイルとするのではなくデータベースと明記すべきではないか。	特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第4条において、用語の定義が規定されており、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を特定個人情報ファイルとしている。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)においても、用語が「特定個人情報ファイル」に統一されているため、評価書においても法律と同様の表記とする。
「予防接種台帳管理システム」から「品川区」枠内での情報移動について、「予防接種台帳特定個人情報ファイル」データベースから、特定個人情報を取り出している矢印が「接種券等」へ向う途中で、「①予防接種対象者の抽出」に当たって、唐突に「特定個人情報」が「個人情報」へ変換されているが、変換処理がわからない。また、「④接種記録を確認・入力」では、「手作業」と赤字で記載があるが、①では「特定個人情報」から「個人情報」への変換は、どのように行われるのか。	「予防接種台帳特定個人情報ファイル」から「個人番号」を取り除いた他の情報を抽出して「接種券等」に渡している。
「④接種記録を確認・入力」では、接種記録ファイルからの矢印が「特定個人情報」の赤矢印になっていないが、④において手作業で特定個人情報への突合を行っているのではないか？(「接種記録」から「予防接種台帳特定個人情報ファイル」への矢印は、赤矢印ではないか。)	突合は独自に連番により附番した整理番号により行っているため、このプロセスにおいて特定個人番号は取り扱わない。(矢印の色は適正である。)